

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○宮城県条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 一
○産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 四五

規 則

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十二号

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「第八条の三第十三号」を「第八条の三第十二号」に改める。

第五十六条の四第六項中「第十二号」を「第十一号」に改め、同条第七項中「第八条の三第十三号」

を「第八条の三第十二号」に改める。

別表様式第八号の項中「第二次納税義務者徴収金納付(納入)通知書」を「納付(納入)通知書」

に改め、同表様式第十三号の項中「譲渡担保財産に係る納付(納入)告知書」を「納付(納入)告知書」に改め、別表様式第十八号の三の項を次のように改める。

様式第十八号の三

／徴収猶予／換価の猶予

／処分通知書

規則第十二条
規則第十二条の四
規則第十二条の六
規則第十二条の七

別表様式第二十五号の二の項中「滞納処分停止取消通知書」を「滞納処分の停止取消通知書」に改

め、同表様式第三十七号の二の項中「更正請求に係る決定通知書」を「税更正の請求に係る決定通知書」に改める。

様式第五号(その一)裏及び様式第五号(その三)裏ならびに様式第五号(その七)裏及びの裏に中「平成12年1月1日から当分の間は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合(当該割合)やDの割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。」と改める。

様式第五号の二(その四)裏中

4 本状の延滞金日数欄に7.3%とあるのは、平成12年1月1日から当分の間は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合となりま

す。

5 本状を發した日から起算して10日を経過した日までに延滞金を完納しないときは、滞納処分を受けることとなります。

4 本状の延滞金日数欄に14.6%とあるのは、平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とします。

5 本状の延滞金日数欄に7.3%とあるのは、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中において、当

と改める。

該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とし、平成26年1月1日以後の期間については、特別基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、特別基準割合適用年中においては、当該特別基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。

6 本状を發した日から起算して10日を経過した日までに延滞金を完納しないときは、滞納処分を受けます。

様式第八号(その二)を次のように改める。

様式第8号（その1）

納付（納入）通知書

第 年 月 日

第二次納税義務者（保証人）

住（居）所

氏 名

様

宮城県

所長

印

（第二次納税義務者（保証人））

あなた（貴社）は、下記の理由により、下記納税者又は特別徴収義務者に係る徴収金につき第二次納税義務（保証債務）を負うことになりましたので、納付（納入）の期限までに同封の納付（納入）書で納付（納入）してください。

納別徴収者又は義務特者	住（居）所								
	氏 名								
徴収金	年 度	税 目	納 期 限	課 税 番 号	税 額	延滞金	加算金	滞 納 処 分 費	備 考

上記納税者又は特別徴収義務者の滞納に係る徴収金につきあなたが納付（納入）すべき金額 円

納付（納入）期 限	年 月 日
納付（納入）場 所	宮城県指定金融機関・宮城県指定代理金融機関・宮城県収納代理金融機関・青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の郵便局・所轄の県機関
第二次納税義務（保証債務）を負う理由	

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 徴収金を納める場合には、納税者又は特別徴収義務者が納めるべきであつた納期限の翌日から納める日までの日数に応じ、納めるべき税額（税額に1,000円未満の端数があるときはその端数を、全税額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。）に年14.6%（当該納期限（更正又は決定に係る税額にあつては、当該税額の納期限）の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を併せて納めなければなりません。ただし、全額が1,000円未満のときには、納める必要はありません。
- この通知書の納期限までに完納しないときは、催告書による督促を受け、それでも完納されないときは、滞納処分（財産差押え）を受けることになります。

様式第八号（その二）を次のように改める。

様式第8号 (その2)

納付通知書

第 年 月 日 号

第二次納税義務者
住 所
氏名又は
名 称 様

宮城県 所長 印

地方税法第11条の9第1項の規定により、下記納税者に係る徴収金につき第二次納税義務者（下記登録番号の車両の売主）として、納付の期限までに、同封の納付書で納付してください。

(自動車税第二次納税義務者)

納税者	住 (居) 所							
	氏 名							
徴 収 金	年度	納期限	課税番号	登録番号	税 額	延滞金	滞納処分費	備 考
上記納税者が納付した税額			残 額			上記納税者の滞納に係る徴収金につきあなたが納付すべき限度額		
納 付 期 限			年 月 日					
納 付 場 所			宮城県指定金融機関・宮城県指定代理金融機関・宮城県収納代理金融機関・青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の郵便局・所轄の県機関					

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 徴収金を納める場合には、納税者が納めるべきであつた納期限の翌日から納める日までの日数に応じ、納めるべき税額（税額に1,000円未満の端数があるときはその端数を、全税額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。）に年14.6%（当該納期限（更正又は決定に係る税額にあつては、当該税額の納期限）の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を併せて納めなければなりません。ただし、全額が1,000円未満のときには、納める必要はありません。
- この通知書の納期限までに完納しないときは、催告書による督促を受け、それでも完納されないときは滞納処分（財産差押え）を受けることになります。

様式第八号の二を次のように改める。

様式第8号の2

納付（納入）催告書

年 月 日

第二次納税義務者（保証人）

住（居）所

氏名又は名称

様

宮城県

所長

印

年 月 日にあなた（貴社）に納付通知をした第二次納税義務（納税保証）に係る徴収金（納付期限： 年 月 日）が、下記のとおり滞納となっています。同封の納付（納入）書により速やかに納付（納入）してください。

納税者又は特別徴収義務者	住（居）所								
	氏 名								
徴 収 金	年 度	税 目	納 期 限	課税番号	税 額	延 滞 金	加 算 金	滞 納 処 分 費	備 考

納税者又は特別徴収義務者が納付（納入）すべきであった納期限 年 月 日

納税者又は特別徴収義務者に督促状を発した日 年 月 日

納付（納入）場所 宮城県指定金融機関・宮城県指定代理金融機関・宮城県収納代理金融機関・青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の郵便局・所轄の県機関

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 徴収金を納める場合には、納税者又は特別徴収義務者が納めるべきであった納期限の翌日から納める日までの日数に並び、納めるべき税額（税額に1,000円未満の端数があるときはその端数を、全税額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。）に年14.6%（当該納期限（更正又は決定に係る税額にあつては、当該税額の納期限）の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を併せて納めなければなりません。ただし、全額が1,000円未満のときには、納める必要はありません。

（第二次納税義務者（保証人））

様式第九号を次のように改める。

様式第9号

線上徴収告知書									
住（居）所 氏 名							第 号 年 月 日		
							宮城県	所長	印
あなた（貴社）の徴収金について下記の理由により、下記のとおり納期限を繰り上げますから、繰り上げた納期限までに、同封の納付（納入）書で納付（納入）してください。									
納税者	住（居）所								
	氏 名								
納付（納入）すべき税額									
年 度	税 目	課 税 番 号	法 定 納 限	税 額	延 滞 金	加 算 金	備 考		
繰り上げた納期限			年 月 日 午前・後 時 分						
納期限を繰り上げる理由									
納付（納入）場所		宮城県指定金融機関・宮城県指定代理金融機関・宮城県収納代理金融機関・青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の郵便局・所轄の県機関							
課 税 標 準	税 額	税 率	課 税 の 根 拠						
			地方税法第 条						
<p>1 この告知書は、地方税法第13条の2第1項第 号の規定により、既に納付（納入）義務の確定した徴収金を線上徴収するものです。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>3 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>4 納期限を過ぎてから納める場合には、納期限の翌日から納める日までの日数に応じ、納めるべき税額（税額に1,000円未満の端数があるときはその端数を、全税額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。）に年14.6%（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を併せて納めなければなりません。ただし、全額が1,000円未満のときには、納める必要はありません。</p> <p>5 この告知書の納期限までに完納しないときは、直ちに滞納処分（財産差押等）を受けることになります。</p>									

様式第九号の二を次のように改める。

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号

権利者 住（居）所 氏 名	第 号 年 月 日
様	宮城県 所長 印
担保権付財産譲渡に係る県税徴収通知書	
下記の理由により、下記の「徴収金額」欄の金額をあなた（貴社）が下記の担保財産の強制換価手続において配当を受けるべき金額のうちから徴収しますので、地方税法第14条の16第4項の規定により通知します。	

納 税 者 (特別徴収義務者)	住（居）所	
	氏 名	

滞 納 金 額	年度	税目	課税 番号	納 期 限	税 額	延 滞 金	() 加算金	滞 処 分 納 費	備 考	
						円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
							〃		〃	
		計					〃		〃	

徴収金額	「地方税法第14条の16第2項第1号の金額」から「同法同条第2項第2号の金額」を差引いた金額
------	--

徴財 取に 係る 産	財産の名称	
	所 有 者	住（居）所 氏 名

理 由	
--------	--

執行機関名		差 押 月 日	年 月 日
-------	--	---------	-------

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ※ 「担保権付財産譲渡に係る交付要求書」と複写する。

様式第十三号を次のように改める。

様式第13号

納付（納入）告知書

（譲渡担保権者）

譲渡担保権者
住（居）所
氏 名

様

宮城県

所長

印

第 年 月 日

下記納税者又は特別徴収義務者に係る徴収金を徴収するため、下記の理由により、下記譲渡担保財産から下記の金額を徴収します。

納別 税徴 収者 又は 義務 者 は 特 者	住（居）所								
	氏 名								
徴 収 金	年 度	税 目	納 期 限	課 税 番 号	税 額	延 滞 金	加 算 金	滞 納 処 分 費	備 考

上記納税者又は特別徴収義務者の滞納に係る徴収金につき譲渡担保財産から徴収しようとする金額

下記譲渡担保財産を限度とした上記滞納金額の全額

譲渡担保財産

上記徴収財産の理由

納付（納入）場所 宮城県指定金融機関・宮城県指定代理金融機関・宮城県収納代理金融機関・青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の郵便局・所轄の県機関

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 徴収金は、同封の納付（納入）書で、上記の納付（納入）場所で納めることができます。
- 徴収金を納める場合には、納税者又は特別徴収義務者が納めるべきであつた納期限の翌日から納める日までの日数に応じ、納めるべき税額（税額に1,000円未満の端数があるときはその端数を、全税額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。）に年14.6%（当該納期限（更正又は決定に係る税額にあつては、当該税額の納期限）の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を併せて納めなければなりません。ただし、全額が1,000円未満のときには、納める必要はありません。
- この告知書を発した日から10日を経過した日までに完納されないときは、直ちに上記譲渡担保財産につき滞納処分（財産差押え）を受けることになります。

様式第十六号を次のように改める。

様式第16号

納額告知書

年 月 日

納人
住所 (所在地)
氏名 (名称)

様

宮城県

所長 印

下記の理由により、宮城県県税条例第 条に基づき下記金額の過料を納期限までに、同封の納付書で納付してください。

金 円 ただし

理由

納 期 限 年 月 日

納 付 場 所

宮城県指定金融機関・宮城県指定代理金融機関・宮城県収納代理金融機関・青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の郵便局・所轄の県機関

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

様式第十七号の二中「下記のとおり決定したから」のトビ「、宮城県県税条例施行規則第11条第2項の規定により」を加え、

「2 延長申請を認めない。

」を

「2 延長申請を認めない。
(理由)

」を

改める。

様式第十八号の三を削り、様式第十八号の二の次に次の二様式を加える。

様式第18号の3 (その1)

(住所)	徴収猶予処分通知書	通 知	第 号	年 月 日							
(氏名)	あなた（貴社）が 年 月 日付で申請した徴収猶予については、下記のとおり許可・変更・不許可・取消 しましたから、地方税法第15条第4項（地方税法第15条の3第3項）の規定により通知します。										
宮城県 所長 印											
あなたが納付しなければならない県税は、 <small>下記計画のとおり</small> 納付してください。 <small>即時</small>											
納付しなければならない県税	年度	税目	課 番	税 号	納期限	税 額	延滞金	加算金	滞 納 処 分 費	当 月 告 分 額	
						円	円	円	円	未 の 回 代 収 金	
納付計画	年月日	納付金額	備 考								
	・	・	円	徴収猶予の取消について							
	・	・		猶 予 許 可 年 月 日	月	年	日	猶 予 期 限	自 至	月	年 日
	・	・		猶 予 取 消 事 由							
納付委託証券		<input type="checkbox"/> 約束手形 <input type="checkbox"/> 先付小切手									
提供 する 担 保 物 件	保証人 住所・氏名										
	登記書類等 の提出期限	・	・	提 出 場 所	県						
1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。											

様式第18号の3 (その2)

(住所)		換価の猶予処分通知書				通 知	第 号		年 月 日		
(氏名)		下記のとおり換価の猶予を 決定・変更・取消 しましたから、地方税法第15条の5第3項において準用する同法第15条第4項（地方税法第15条の6第2項において準用する同法第15条の3第3項）の規定により通知します。									
						宮城県		所長		印	
あなたが納付しなければならない県税は、 <small>下記計画のとおり</small> <small>即時</small> 納付してください。											
納付しなければならない県税	年度	税目	課 番	税 号	納期限	税 額	延滞金	加算金	滞 納 処 分 費	当 月 告 分 額	
						円	円	円	円	未 回 収 金	
納付計画	年月日		納付金額		備 考		換価の猶予の取消について				
	・ ・						猶 予 許 可 日	月	年 日	猶 予 限 自 至	月 日
	・ ・						猶 予 取 消 事 由				
納付委託証券		<input type="checkbox"/> 約束手形 <input type="checkbox"/> 先付小切手									
提供 する 担保 物件	保証人 住所・氏名		1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。								
	登記書類等の提出期限										・ ・

様式第21号の5

第 年 月 日 号

様

宮城県

所長 印

自動車取得税 (免除・還付) 決定通知書
年 月 日付で申請があつたこのことについては、下記のとおり決定したので、宮城県県税条例施行規則第43条第2項 (第44条第2項) の規定により通知します。

自動車取得税 免除・還付申請 に係る税額	年 度	申 告 納 限	自 動 車 を 取 得 し た 日	税 額	延 滞 金	計 + 印	摘 要
					㊦	㊧	

免除・還付 する しない
*ただし、還付すべき金額は、あなたに未納の県税がある場合は充当しません。
(免除・還付を行わない場合の理由)

決 定

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注) この通知書は「はがき」を使用する。

様式第十八号の四 (ハシ) 中

「年 月 日付で申請のあつた徴収猶予期間延長について、下記のとおり許可するから「分納の内訳」によりその期限までに納付 (納入) して下さい。
なお、担保物件について登記書類の提出その他の手続をしないときは、許可を取り消すことがあるから注意して下さい。」

「年 月 日付で申請のあつた徴収猶予期間の延長について、下記のとおり許可しましたから、地方税法第15条第4項の規定により通知します。
なお、「分納の内訳」にしたがつて、その期限までに納付 (納入) して下さい。
おつて、担保物件について登記書類の提出その他の手続をしないときは、許可を取り消すことがあり、また注意して下さい。」

「年 月 日付で申請のあつた徴収猶予期間延長について、申請を認めないこととしたので通知します。」

様式第二十号の四 (ハシ) 中

「年 月 日付で申請のあつた徴収猶予期間延長について、下記により許可できませんので、地方税法第51条第4項の規定により通知します。
(理由)

「年 月 日付で申請のあつた徴収猶予期間延長について、申請を認めないこととしたので通知します。」

様式第二十一号の六中

「年 月 日付で申請のありました不動産取得税の徴収猶予につきましては、下記事由によりこれを取消し、徴収を猶予した税額は直ちに徴収することとしましたので通知します。」

「年 月 日付で徴収猶予を許可したあなた (貴社) の不動産取得税につきましては、下記事由により徴収猶予を取り消しましたから、宮城県県税条例施行規則第12条の6の規定により通知します。
つきましては、直ちに納付して下さい。」

「年 月 日付で申請のありましたこのことにつきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。」

様式第二十一号の六中

「年 月 日付で申請のありましたこのことにつきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。」

「年 月 日付で徴収猶予を許可したあなた (貴社) の自動車取得税につきましては、下記事由により徴収猶予を取り消しましたから、宮城県県税条例施行規則第12条の6の規定により通知します。
つきましては、直ちに納付して下さい。」

「年 月 日付で申請のあつた徴収猶予期間延長について、申請を認めないこととしたので通知します。」

様式第二十一号の五を次のように改める。

様式第三十号の四を次のように改める。

様式第30号の4

第 号
年 月 日

様

宮城県 所長 印

軽油引取税額の納入義務免除（還付）申請に係る通知書

年 月 日付の申請に係る軽油引取税額の納入義務免除（還付）については、下記の
とおり決定したので、宮城県県税条例施行規則第54条の6第4項の規定により通知します。

特 別 徴 収 者	住 所	
	氏 名	

納入義務免除（還付）する。

決 定
納入義務免除（還付）しない。
（免除（還付）しない場合の理由）

区 分	年 度	月 別	税 額	備 考
納入義務免除 （還付）申請額				
決 定 額				

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に対して審査請求をすることができ、この処分について審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に行なうことができます。ただし、審査請求の裁決を経たことにより、この処分について取消しの訴えを提起する場合を除く。
 - 2 請求の裁決がこの処分について取消しを命じたときは、この処分について取消しの訴えを提起する場合を除く。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、審査請求の執行又は手続の進行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、審査請求の執行又は手続の進行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 - (3) その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、審査請求の執行又は手続の進行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 注 (1) 審査請求の執行又は手続の進行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、審査請求の執行又は手続の進行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第三十一号中「第6条の13」と「第6条の13第2項」に定める。
様式第三十二号の三を次のように改める。

様式第32号の3

様	第 年 月 日
宮城県	所長
県税減免申請に係る通知書	印
<p>年 月 日付で申請のあつた 税の減免について、下記のとおり決定したから、県税減免条例第10条の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	

決 定	減免する	減免しない
減免条例第 条に	該当する	該当しない
決 定 事 由	(減免しない場合の理由)	
年 度 ・ 期 別		
課 税 標 準 額		
当 初 税 額		
減 免 額		
減 免 後 の 額		

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内を知事に対して審査請求をすることができ、この処分について6か月以内には、審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以上経過後に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分について訴えを提起することなく、この処分について訴えを提起することなく、審査請求の裁決を経ることなく、この処分について訴えを提起することなく、審査請求をした日から3か月を経過して生ずる者しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、処分又は執行を中止し、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3)

業令第三十号の二「平成12年1月1日から当分の間は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合」や「の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）」とある。

「年月日付で提出された分に係る税の更正請求については、審査の結果その理由がないと認められたので、地方税法第20条の9の3第3項の規定により、通知します。」

「年月日付で提出された分に係る税の更正の請求については、下記理由により、更正すべき理由がないと認められるので、地方税法第20条の6の3第4項の規定により通知します。」

（理由）

業令第三十八号の二「第五十三条第四十七項」や「第五十三条第四十六項」とある。

業令第三十八号の三「第五十三条第四十八項」や「第五十三条第四十七項」とある。

業令第三十八号の四「法定的期限の」や「納期限（申告納期限）の」及び「法定」とある。この通知書による「平成12年1月1日から当分の間は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合」や「の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合」とある。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合

に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）に改める。

業令第三十九号の二「業令第三十九号の四及び業令第三十九号の五」(平成12年1月1日から当分の間は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合)に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。」とある。

業令第四十号の二「延長について」とある。規定に基づき「規定により」及び「延長の処分について」とある。規定に基づき「この処分は、処分のあつた日の属する事業年度以後の各事業年度に適用されます。」や「この処分は、処分のあつた日の属する事業年度以後の各事業年度に適用されます。」とある。

業令第四十号の三「延長について」とある。規定に基づき「この処分は、処分のあつた日の属する事業年度以後の各事業年度に適用されます。」や「この処分は、処分のあつた日の属する事業年度以後の各事業年度に適用されます。」とある。

様式第60号の2

法人県民税免除決定通知書

第 年 月 日 号

法人の名称
代表取締役 殿

宮城県 所長 印

年 月 日付で申請のあった法人県民税の免除については、下記の決定事由により下記のとおり決定しましたので、県税減免条例第10条の規定により通知します。

決 定	免除する	免除しない
事 業 年 度	年 月 日から 年 月 日まで	事 業 の 種 類
法 人 県 民 税 (均等割額)	円	申 請 書 提 出 日 年 月 日
		免 除 す る 法 人 額 県 民 税 額
決 定 事 由	<p>1 公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）で収益事業を行わないもの</p> <p>2 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体の収益事業を行わないもの</p> <p>貴法人が、上記の1又は2のいずれかに〔該当する 該当しない〕ため</p>	

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の履行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第六十号の五（その二）を次のように改める。

様式第61号の3

第 号
年 月 日

様

宮城県

所長 印

不動産取得税免除通知書

年 月 日付で免除申請があつたことについては、県税減免条例第10条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定

免除する

免除しない

決 定 事 由

(免除しない場合の理由)

当該不動産
が
あ
る
場
合

土地の所在	地 目	地 積	㎡
地 番	取 得 年 月 日		
用 途			

当該不動産
が
あ
る
場
合

家屋の所在地	種 類	構 造	床面積	㎡
家 番				
屋 号				
用 途				

年 度

課 税 番 号

取 得 年 月 日

税 額

免 除 額

課 税 番 号

取 得 年 月 日

税 額

該 当 条 項

県税減免条例第6条第

号該当

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内を知事に対して審査請求をすることができ、この処分については、審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。この処分についての取消しの訴えを提起するときは、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することから3か月を経過しても裁決がないとき、
- 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、
- その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第六十八号の七を次のように改める。

様式第87号

住所
屋号
氏名又は名称
様

第 年 月 日
号

宮城県

所長 印

県たばこ税
ゴルフ場利用税
軽油引取
更正・決定
加算金決定
通知書兼徴収金納額告知書

地方税法第 条(の)の規定により下記のとおり更正・決定したので、同条第 項の規定により通知します。なお、不足金額③及び加算金額⑥は、同封の納入(付)書で下記指定納期限までに、納入(付)書に記載した納付場所に納めてください。

年度	更正・決定期間	自 至	年 月	月 分	指定納期限	年 月 日	本				加				納入(付)すべき額 ③ + ⑥ (円)					
							更正・決定額		既に納入(付)の確定した税額② (円)	税額①(円)	税	申告書提出期限	区分	基礎となる税額 (円)		率	決定額 ④ (円)	既に納付の確定した額 ⑤ (円)	差引増減額 ⑥ (円)	
課税標準(円)	税額①(円)	差引増減税額③ (①-②) (円)	申告書提出年月日	申告書提出年月日	申告書提出年月日	申告書提出年月日	申告書提出年月日	申告書提出年月日							申告書提出年月日					申告書提出年月日
年月																				
年月																				
年月																				
年月																				
年月																				
年月																				
年月																				
年月																				
年月																				
合計																				

(更生又は決定の理由)

- 1 延滞金は、申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額となります。ただし、延滞金の全額が1,000円未満のときは、納める必要はありません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第九十三号を次のように改める。

様式第93号

第 年 月 日

様

宮城県仙台中央県税事務所長 印

自動車取得税(更正・決定・加算金決定)通知書兼徴収金納額告知書

地方税法第129条、第132条及び第133条の規定により、下記のとおり(更正・決定)したので通知します。不足金額(ホ)は、同封の納付書で 年 月 日までに、納付書に記載した納付場所に納めてください。

登録番号	新・中古車区分	新車	中古車
新取得年月日	納期	限	年月日
納税義務者	所	有	者
住所			
氏名			
主たる定置場 (使用本拠の位置)			

更正・月	決定日	年月日	指定納期限	年月日
------	-----	-----	-------	-----

区	分	今	回	当	初	過	不	足	額
課税標準額									
税	率							100	
税	額	(イ)							
過少申告加算金	(ロ)								
不申告加算金	(ハ)								
重加算金	(ニ)								
(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)計									(ホ)
合									
理	由								

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内(知事に対して審査請求をすること)ができません。
- この処分について不服があるときは、この処分について審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しを請求すること及び、この処分についての取消しを提起することができません。
- 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、審査請求を撤回するため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第九十六号中

「 年 月 日付け 第 号による 特約業者 の指定は、宮城県県税条例第 条第 項の規定により 年 月 日限り取り消しましたので通知します。

「 年 月 日付け 第 号による 特約業者 の指定は、下記理由により、宮城県県税条例第 条第 項の規定に基づき、 年 月 日限り取り消しましたので、宮城県県税条例施行規則第50条第2項（第51条第2項）により通知します。

(理由)

理由は、
様式第百三号を次のように定める。

様式第103号

特別徴収義務者又は納税者
住(居)所
氏名
様
宮城県 所長 印

軽油引取税保全担保提供命令書

下記の理由により、地方税法第144条の20の規定に基づき、下記のとおり担保の提供を命じます。

担保される県税	年 月 日以後に課される	軽油引取税
担保される金額		円

次に掲げるもので、上記金額を担保するに足りるものを提供してください。なお、第三者の所有するものであつても差し支えありません。

担保の種類	1 土地 2 国債及び地方債 3 社債・その他の有価証券 4 士族に付した建物 5 工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団 6 県税事務所長が確実と認める保証人の保証金銭 7
-------	--

担保の提供期限	年 月 日 限
担保を提供している期間	年 月 日から 年 月 日まで

担保を提供すべき理由	
------------	--

備考 期限までに担保を提供されないときは、宮城県県税条例第102条の3第2項の規定により特約業者の指定が取り消されることとなります。

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることが出来ます。
- この処分について不服があるときは、この処分について6か月以内(宮城県を被告として仙台地方裁判所がこの処分を知つた日の翌日から起算して6か月以内)に審査請求を提出することが出来ます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することが出来ます。
 - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の履行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第百五十三号(その一)を次のように改める。

様式第153号 (その1)

(動産・有価証券用)

差押調書										
								年 月 日		
								(所 属) 宮城県徴税吏員 氏	名 ㊟	
<p>下記滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、地方税法で準用する国税徴収法第47条第1項第1号の規定によりあなた（貴社）の下記財産を差し押さえたので、同法第54条の規定により、この調書を作ります。</p>										
滞 納 者 又 は 被 相 続 人		住 (居) 所								
		氏 名								
滞 納 金 額	年度	税目	課税 番号	納 期 限	税 額	延 滞 金 額	() 加算金額	滞納処分費	督促等 年月日	
					円	法律による金額 円	円	法律による金額 円		
						〃		〃		
						〃		〃		
差 押 財 産										
滞 納 処 分 の た め 捜 索 し た 場 所 又 は 物					捜 索 日 時	年 月 日	午 前 後 時 分 から			
							午 前 後 時 分 まで			
					占 有 日 時	年 月 日	午 前 後 時 分			
<p>上記の捜索に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。 年 月 日 () 氏名 ㊟</p>										
<p>差押調書謄本（滞納者又は占有者あて）を受領しました。 年 月 日 () 氏名 ㊟</p>										
<p>上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様 (所 属) 宮城県徴税吏員 氏名 ㊟</p>										
(保管命令を行った理由)										

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日を経過する日まで又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い期限までに知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(滞納者に対するもので保管命令したものについては、差押え及び保管命令についての教示を必要とする。同意を得て保管命令した場合は教示不要)

様式第百五十五号を次のように改める。

様式第155号

占有者(居)所
 氏名
 様
 宮城県 所長 印

財産の引渡命令書

下記理由により、あなたが占有している滞納者所有の下記財産を徴税吏員に引き渡してください。

滞納者	住(居)所		滞納金額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	備考		
	氏名	住所							
滞納者	年度	税目	課税	納期限	税額	円	法律による金額	円	備考
金額							〃		
引渡財産	占有者	住(居)所	氏名	引渡場所					

引渡命令書を添付する理由及び根拠規定

あなたが生計財産について、滞納者との契約により、賃借権、使用貸借権又は使用収益を有する権利を有している場合は、あなたの選択により保護されます。

1 契約の期間内(ただし、差押えの日から3か月間を限度とします)は使用収益ができませんから、使用収益をご希望のときは、その旨徴税吏員にお申出ください。

2 契約を解除する場合は、契約を解除した旨の書面を県税事務所長へ提出して下さいます。その場合は、上記財産を優先して配当が受けられ、3か月分の金額を限度とし(す)は、県税に優先して配当が受けられます。

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
 - この処分について不服があるときは、この処分について6か月以内(宮城県を被告として仙台地方裁判所がこの処分について取り消すこと)が提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分について取り消すことができます。
 - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (注) 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この命令書作成の日までのものです。

様式第五百十八号（ヤシ）中

「 下記のとおり滞納金額を徴収するため債権を差し押さえますから、履行期限までに当所あて支払ってください。この通知を受けた後、債権者に対して支払つてもその支払いは無効です。」
「 下記の滞納金額を徴収するため、下記の債権を差し押さえますから、履行期限までに当所あて支払ってください。
なお、この通知を受けた後は、債権者に対して支払つてもその支払いは無効です。」

「 備考 」 や 「 督促等年 月 日 」 ひろろ。

様式第五百十八号（ヤシ）中 「 備考 」 や 「 督促等年 月 日 」 ひろろ。

「 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日を経過する日まで又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い期限までに知事に対して審査請求をすることができます。
2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の判決を経た後に、審査請求の判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の判決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求をした日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

様式第五百十一号中

「 下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差押えます。」 や
「 下記滞納金額が、督促状を送した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、地方税法で準用する国税徴収法第47条第1項第1号の規定によりあなた（貴社）の下記財産を差し押さえます。」

「 備考 」 や 「 督促等年 月 日 」 ひろろ。

様式第五百十一号中 「 差押財産を」 や 「 差押財産を」 ひろろ。
「 上記差押財産占有調書謄本記載の財産の保管を命ずる。」

「 上記差押財産占有調書謄本記載の財産の保管を命ずる。（理由）」 ひろろ。

様式第五百十三号（ヤシ）中 ひろろ。

様式第173号

組合等の名称 代表者		様		宮城県		所長		印	
組合員等の持分の払戻(譲受)請求書		請求書							
下記滞納金額を徴収するため、下記のとおり払戻し(譲受け)の予告を行った滞納者の持分について、下記理由により、その払戻し(譲受け)を請求いたします。									
滞納者(組合員等)		住(居)所							
氏名									
滞納	年度	税日	課税号	納期限	税額	延滞金額	(加算金額)	滞処分	納税備考
金額					円	法律による金額 円	金額	法律による金額 円	
持分の払戻(譲受)請求の予告をした年月日		年		月		日			
払戻し(譲受け)請求理由		種		類		口		数	
								備	
								考	

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内を知事に対して審査請求をすることができます。この処分について審査請求を経た後に、審査請求があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しを提起することができます。ただし、この処分については、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しを提起することができます。

(1) 処分、処分の執行又は手続の進行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(2) その「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この請求書作成の日までのものです。

(3) 備考

様式第百八十五号中

「さきに差押えた下記滞納者の持分について、地方税法で適用する国税徴収法第74条第2項の規定により、払戻し(譲受け)を請求することを予告します。」

「先に差し押さえた下記滞納者の持分について、地方税法で適用する国税徴収法第74条第2項の規定により、払戻し(譲受け)の請求をすることを予告します。」

様式第百八十五号中

「下記のとおり、滞納金額を徴収するため、地方税法第 条 の規定により交付要求をします。」

「下記滞納金額を徴収するため、下記の財産について、地方税法で適用する国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求をします。」

様式第百八十五号中

「下記のとおり、滞納金額を徴収するため、交付要求をしますので、地方税法で適用する国税徴収法第82条の規定により通知します。」

「あなた(貴社)の財産について、下記のとおり強制換価手続きが行われたことから、下記の滞納金額を徴収するため、地方税法で適用する国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求をしますので、同条第2項の規定により通知します。」

様式第百八十五号中

「下記のとおり、滞納金額を徴収するため、交付要求をしますので、地方税法で適用する国税徴収法第82条の規定により通知します。」

「下記の滞納金額を徴収するため、下記の財産について交付要求をしますので、地方税法で適用する国税徴収法第82条第3項の規定により通知します。」

様式第百八十五号を次のように改める。

年 月 日

滞納者 住所氏名		様		宮城県		所長		印		
公売通知書										
地方税法で準用する国税徴収法第94条の規定により、下記の財産を公売することとし、同法第95条の規定により公告しましたので、同法第96条第1項の規定により通知します。										
公売財産	名称、性質、所在、地上権等の内容その他	数量	公売保証金	見積額	円					
			円	円						
公売の 方法及 日	札売	年月日	午後	時	分	から	()	午後	時	
	入せり開	年月日	午後	時	分				時まで	
公売場	所									
売却	決定日	年月日	午後	時	分					
代金納付期限	年月日	午後	時	分						
受入人について の要件										
その他	地方税法で準用する国税徴収法第89条に基づき公売を行うものです。									
備考	年度	税日	課番号	納期	税額	延滞金額	(加算金額)	滞り分	納費	備考
					円	法律による金額 円		法律による金額 円		

備考 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この書類作成の日までのものです。

様式第114号の中

「地方税法で適用する国税徴収法第99条の規定により、公売公告第 号に係る公売財産の見積額(最低公売価額)を下記のとおり公告する。」

「地方税法で適用する国税徴収法第98条の規定により、公売公告第 号に係る公売財産の見積額(最低公売価額)を決定したから、同法第99条の規定により、下記のとおり公告する。」

様式第114号の中

「下記のとおり換価財産の最高価申込者を決定しましたので地方税法で適用する国税徴収法第106条第2項の規定により通知します。」

「地方税法で適用する国税徴収法第104条の規定により、公売公告第 号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定しましたので、同法第106条第2項の規定により通知します。」

様式第114号の中

「下記のとおり公売公告第 号の公売に係る公売財産の最高価申込者を決定したので、地方税法で適用する国税徴収法第106条第2項の規定により公告します。」

「地方税法で適用する国税徴収法第104条の規定により、公売公告第 号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定しましたので、同法第106条第2項の規定により公告します。」

様式第114号の中

「下記のとおり最高価申込者の決定を取り消します。」や「 年 月 日に実施した公売公告第 号の公売に係る最高価申込者の決定を取り消します。」

様式第114号の中

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。(経過措置)

2 改正前の宮城県税条例施行規則の規定による諸様式を改訂し、支障のない限り、この規則は、改正後の宮城県税条例施行規則の規定によるものとみなす。

産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十三号

産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物税条例施行規則（平成十六年宮城県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「（平成12年1月1日から当分の間は、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合）の割合」や「の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3%の割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。